

多久市病院事業清算特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

多久市長 香 月 正 則

多久市条例第 2 号

多久市病院事業清算特別会計条例を廃止する条例

多久市病院事業清算特別会計条例（令和 7 年多久市条例第 6 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の多久市病院事業清算特別会計による多久市病院事業清算特別会計（以下「廃止会計」という。）に係る令和 7 年度分の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

3 廃止会計に属する財産、債権債務及び歳計余剰金は、令和 8 年度以後の多久市一般会計が引き継ぐものとする。